(4)　地域住民が一体となった観光地域づくりの推進

国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するためには、観光関係者のみならず地域住民が自らの地域の産業、伝統、文化、景観、自然環境等の価値を再認識し、創意工夫を活かした「住んでよし」の地域づくりを行うことを通じて、地域固有の自然、歴史、文化等に関する理解を深めることが重要であり、地域住民も一体となった観光地域づくりを推進することが必要である。このような観点から、地域住民の観光地域づくりに対する意識啓発と参加促進を図るための取組を行うこと。

また、継続的に観光地域づくりを実施していくためには、観光圏の区域内の自然、歴史、文化等を深く理解した上で、地域が目指すべき方向性を明確にし、幅広い関係者の認識共有や合意形成を行いながら具体的な取組を進めていく観光地域づくりマネージャーを始めとした観光地域づくりを実践する人材が必要であることから、地域において継続的な研修等の実施により必要な人材の育成と確保に努めること。

なお、観光地域づくりの推進に係る取組を進めるに当たっては、地域の農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、教育機関等と連携を進めるとともに、観光圏の区域内にある地方公共団体の積極的な参画等が重要である。

(5)　各事業の管理、評価及び改善

観光圏整備事業の効果が最大限に発揮され、観光旅客の来訪及び滞在をより一層促進するためには、各事業の効果を客観的に把握し、その効果を定期的に評価・分析して関係者に共有するとともに、必要に応じて各事業及びその実施に係る戦略の見直しを図る取組を徹底して行うことが重要である。

このような観点から、各事業を実施するに当たっては、事業毎に効果測定のための指標として適切なアウトプット及びアウトカムを設定し、その達成状況を定期的に評価・分析すること。また、その分析結果を観光圏整備事業者等の関係者に共有するとともに、各事業及び観光地域づくり実施基本方針を定期的に見直すこと。

2　（略）

3　観光圏整備実施計画の認定基準

観光圏整備実施計画が国土交通大臣に対して申請された場合の認定基準については、以下のとおりとする。

(1)　法第八条第三項第一号に関する基準

①　観光圏としての目指すべき方向性が明確となっており、観光圏の区域内における日本人観光旅客及び外国人観光旅客それぞれの消費額、延べ宿泊者数、リピーター率、旅行者満足度の増加等、観光圏整備事業の効果を検証できる目標が設定されていること。

②　個々の事業について、その方向性が観光圏整備計画と整合しており、効果測定のための指標が適切に設定されていること。

(2)～(4)　（略）

五　関連する観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項

1　地域における留意点

そもそも観光は、地域における多様な産業に関連する複合産業であり、政府における多様な施策とも関連が深い。このため、観光圏の形成にあたり、関係地方公共団体においては、観光圏整備事業だけではなく、広く地域再生や地域活性化を目的とする政府の関連施策や、文化財の保護、環境保全、良好な景観の形成、歴史的風致の維持及び向上、公共交通活

(3)　地域住民が一体となった観光地域づくりの推進

国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するためには、観光関係者のみならず地域住民が自らの地域の産業、伝統、文化、景観、自然環境等の価値を再認識し、創意工夫を活かした「住んでよし」の地域づくりを行うことを通じて、地域固有の自然、歴史、文化等に関する理解を深めることが重要であり、地域住民も一体となった観光地域づくりを推進することが必要である。このような観点から、地域住民の観光地域づくりに対する意識啓発と参加促進を図るための取組を行うこと。

また、継続的に観光地域づくりを実施していくためには、観光圏内の自然、歴史、文化等を深く理解した上で、地域が目指すべき方向性を明確にし、幅広い関係者の認識共有や合意形成を行いながら具体的な取組を進めていく観光地域づくりマネージャーを始めとした観光地域づくりを実践する人材が必要であることから、地域において継続的な研修等の実施により必要な人材の育成と確保に努めること。

なお、観光地域づくりの推進に係る取組を進めるに当たっては、地域の農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、教育機関等と連携を進めるとともに、観光圏の区域内にある地方公共団体の積極的な参画等が重要である。

（新設）

2　（略）

3　観光圏整備実施計画の認定基準

観光圏整備実施計画が国土交通大臣に対して申請された場合の認定基準については、以下のとおりとする。

(1)　法第八条第三項第一号に関する基準

①　観光圏としての目指すべき方向性が明確となっており、主たる滞在促進地区における宿泊観光客の宿泊数、リピーター率、旅行者満足度の増加等、観光圏整備事業の効果を検証できる目標が設定されていること。

②　個々の事業について、その方向性が観光圏整備計画と整合していること。

(2)～(4)　（略）

五　関連する観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項

1　地域における留意点

そもそも観光は、地域における多様な産業に関連する複合産業であり、政府における多様な施策とも関連が深い。このため、観光圏の形成にあたり、関係地方公共団体においては、観光圏整備事業だけではなく、広く地域再生や地域活性化を目的とする政府の関連施策や、文化財の保護、環境保全、良好な景観の形成、歴史的風致の維持及び向上、公共交通活